

7 その他（附帯意見、経過措置）

経過措置の終了について（特定保険医療材料）

	項目	経過措置
1	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 冠用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
2	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
3	歯科用ニッケルクロム合金板（JIS適合品）	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
4	歯科用ニッケルクロム合金線（JIS適合品）	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。
5	歯科用鑄造用ニッケルクロム合金 床用	平成30年度診療報酬改定において簡素化の観点から経過措置であったニッケルクロム合金について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。

経過措置について②

- 平成30年度診療報酬改定において経過措置中であった施設基準について、令和2年3月31日で経過措置を終了する。

	項目	経過措置
1	かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所	・ 平成30年3月31日時点で、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所を届け出ている診療所については、 <u>平成32年3月31日までの間に限り</u> 、改定後のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準を満たしているものとみなす。
2	在宅療養支援歯科診療所2	・ 平成30年3月31日時点で、在宅療養支援歯科診療所を届け出ている診療所については、 <u>平成32年3月31日までの間</u> 、在宅療養支援歯科診療所2の施設基準を満たしているものとみなす。

- 令和2年度診療報酬改定において新設・変更を行った施設基準の主な手続きについて

	項目	経過措置
3	歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	令和2年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、 <u>令和2年6月30日までの間に限り、1の(4)の基準を満たしているものとみなす。</u> ✓ 7月の定例報告において、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生支局長等に報告していること。

答申附帯意見

令和2年2月7日 中央社会保険医療協議会

(全般的事項)

1 近年、診療報酬体系が複雑化していることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすいものとなるよう検討すること。

(働き方改革)

2 医師・医療従事者の働き方改革を推進し、地域医療を確保するための取組に係る今回改定での対応について、その効果等を検証・調査するとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。

(入院医療)

3 一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等の入院基本料や、特定集中治療室管理料、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の特定入院料に係る、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等について、引き続き検討すること。

4 救急医療管理加算の見直しの影響を調査・検証し、患者の重症度等に応じた救急医療の適切な評価の在り方について引き続き検討すること。

(DPC/PDPS)

5 急性期の医療の標準化をすすめるため、病院ごとの診療実態を把握するとともに、医療資源投入量等の指標とその活用方法について引き続き検討すること。

答申附帯意見

令和2年2月7日 中央社会保険医療協議会

(かかりつけ機能、精神医療、生活習慣病等)

6 かかりつけ医機能を有する医療機関との連携の評価の新設等の影響を調査・検証すること。また、かかりつけ医機能を有する医療機関と専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方について引き続き検討すること。

7 地域における質の高い在宅医療と訪問看護の提供体制の確保に資する評価の在り方について、引き続き検討すること。

8 妊産婦に対する診療の適切な評価について引き続き検討すること。

9 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価について引き続き検討すること。

10 依存症に対する管理料等の評価の見直しの影響を調査・検証し、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。

11 オンライン診療料の見直しや、オンライン服薬指導の評価の新設に係る影響を調査・検証し、ICTを活用した診療や薬学的管理等の評価の在り方について引き続き検討すること。

(医薬品の適正使用)

12 重複投薬、ポリファーマシー及び残薬等への対応に関して、影響を調査・検証し、引き続き検討すること。

13 AMRアクションプランの進捗状況及び抗微生物薬適正使用の手引きの見直し状況等を踏まえ、外来における抗菌薬の処方状況等について把握・分析し、抗菌薬の適正使用のための新たな方策を講ずる等抗菌薬の使用量の更なる削減を推進すること。

14 病院内における医学的妥当性及び経済性の視点も踏まえた処方の取組について、院内における実施体制や実施方法等の実態把握や分析等を進めること。

(歯科診療報酬)

15 院内感染防止対策に係る初診料・再診料の見直しの影響を把握し、院内感染防止対策の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。

16 口腔疾患の長期的な管理を含めた継続的管理の実施状況等を調査・検証するとともに、診診連携及び病診連携の在り方等について引き続き検討すること。

答申附带意見

令和2年2月7日 中央社会保険医療協議会

(調剤報酬)

17 調剤基本料、調剤料及び薬学管理料の評価の見直しによる影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況を調査・検証し、薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。

(後発医薬品の使用促進)

18 バイオ後続品を含む後発医薬品使用の更なる推進のために、医療機関や薬局における使用状況を調査・検証し、薬価の在り方や診療報酬における更なる使用促進策について引き続き検討すること。

(医療技術の評価)

19 医療技術の高度化や専門化に対応して、費用対効果の観点を踏まえつつ、イノベーションの評価等がより適切となるよう引き続き検討すること。

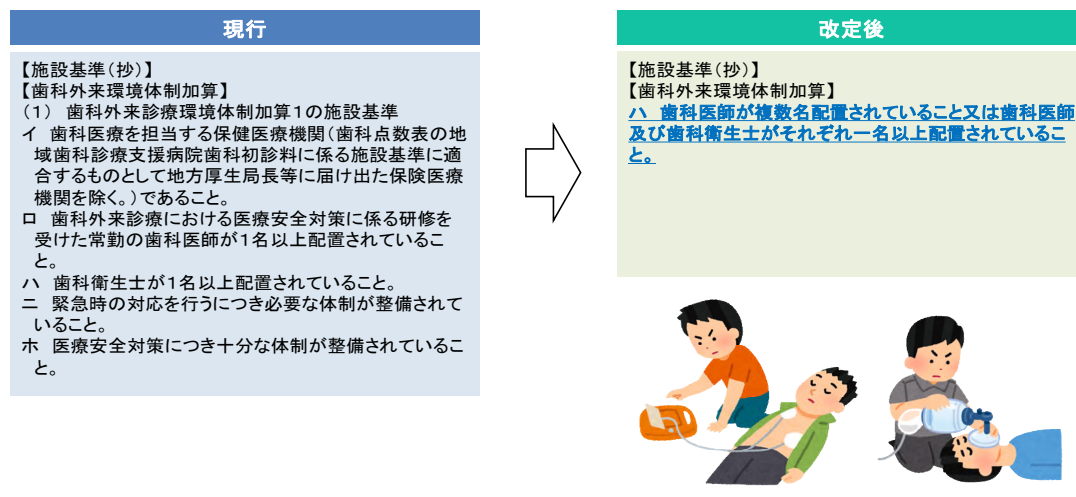
(その他)

20 医療機関と関係機関との連携の下で提供される医療について、その実態に応じた報酬の在り方について引き続き検討すること。

第1部「基本診療料」における評価の見直し

歯科外来診療体制加算の施設基準の見直し

- ▶ 歯科外来診療における医療安全を推進する観点等から、施設基準の専門職に関する要件を見直す。



【基本診療料の施設基準(歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療環境体制加算2の施設基準)】(告示)

(1) 歯科外来診療環境体制加算1の施設基準

- イ 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
- ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- ハ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- ニ 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- へ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。

(2) 歯科外来診療環境体制加算2の施設基準

- イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- ハ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。

- ニ 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- へ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。

【基本診療料の施設基準(歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療環境体制加算2の施設基準)】(通知)

1 歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療環境体制加算2に関する施設基準

(1) 歯科外来診療環境体制加算1に関する施設基準

- ア 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
- イ 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っていること。
- ウ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- エ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- オ 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。また、自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。
 - (イ)自動体外式除細動器(AED)
 - (ロ)経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
 - (ハ)酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
 - (ニ)血圧計
 - (ホ)救急蘇生セット
 - (ヘ)歯科用吸引装置
- カ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りでない。
- キ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。
- ク 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。

(2) 歯科外来診療環境体制加算2に関する施設基準

- ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った保険医療機関であること。
- イ (1)のウからクまでの施設基準をすべて満たすこと。
- ウ 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備していること。

2 届出に関する事項

歯科外来診療環境体制加算 1 又は歯科外来診療環境体制加算 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 4 を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。

第2部「医学管理」における評価の見直し

歯科特定疾患療養管理料の見直し

- ▶ 歯科特定疾患療養管理料について、対象となる疾患を追加するとともに評価を見直す。

現行	改定後
<p>【歯科特定疾患療養管理料】 150点</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める疾患に掲げる疾患のうち、顎・口腔の先天異常、舌痛症(心因性によるものを含む。)、口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)、口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)、睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)、及び骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)<u>又は放射線性顎骨壊死とはそれぞれ次の疾患をいう。</u></p>	<p>【歯科特定疾患療養管理料】 170点</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める疾患に掲げる疾患のうち、顎・口腔の先天異常、舌痛症(心因性によるものを含む。)、口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)、口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)、睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)、及び骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)<u>又は放射線性顎骨壊死若しくは</u>三叉神経ニューロパチー<u>とはそれぞれ次の疾患をいう。</u></p> <p>ト 三叉神経ニューロパチーとは、三叉神経に何らかの原因で機能障害が生じる神経症状(三叉神経痛を含む。)をいう。</p>



(告示) B002 歯科特定疾患療養管理料

150点 ⇒ 170点

(通知)

- (2) 別に厚生労働大臣が定める疾患に掲げる疾患のうち、顎・口腔の先天異常、舌痛症(心因性によるものを含む。)、口腔軟組織の疾患(難治性のものに限る。)、口腔乾燥症(放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。)、睡眠時無呼吸症候群(口腔内装置治療を要するものに限る。)、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死(骨露出を伴うものに限る。)又は放射線性顎骨壊死若しくは三叉神経ニューロパチーとはそれぞれ次の疾患をいう。

イ～ヘ (略)

ト 三叉神経ニューロパチーとは、三叉神経に何らかの原因で機能障害が生じる神経症状(三叉神経痛を含む。)をいう。【追加】

第2部「医学管理」における評価の見直し

新製義歯有床義歯管理料の見直し

- 新製義歯有床義歯管理料について、評価の区分を整理する。

現行	改定後
<p>【新製有床義歯管理料】 【算定要件】 (3)「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した次のいずれかに該当する場合をいう。 イ 総義歯を新たに装着した場合又は総義歯を装着している場合 ロ 9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない場合</p>	<p>【新製有床義歯管理料】 【算定要件】 (3)「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、<u>総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した場合をいう。</u></p>

【参考】H001-2 歯科口腔リハビリテーション料1

(2)「1の口 困難な場合」とは、区分番号B013に掲げる新製有床義歯管理料の(3)に掲げる場合をいう。



(通知) B013 新製有床義歯管理料

- (3) 「2 困難な場合」とは、特に咬合の回復が困難な患者に対する義歯管理を評価したものをいい、総義歯又は9歯以上の局部義歯を装着した場合をいう。

第3部「検査」における評価の見直し

歯周病検査の見直し

▶ 歯科訪問診療等における歯周病検査の要件について、治療指針等に基づき見直す。

現行	改定後
<p>【歯周病検査】 【算定要件】 (1) 歯周病検査とは、歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査をいい、当該検査は、1口腔単位で実施する。また、2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治癒の判断又は治療計画の修正及び歯周外科手術を実施した後に歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施する。歯周病検査の実施は、「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(平成30年3月日本歯科医学会)を参考とする。 (略)</p>	<p>【歯周病検査】 【算定要件】 (1) 歯周病検査とは、歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査をいい、当該検査は、1口腔単位で実施する。また、2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治癒の判断又は治療計画の修正及び歯周外科手術を実施した後に歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施する。歯周病検査の実施は、「<u>歯周病の治療に関する基本的な考え方</u>」(令和2年3月日本歯科医学会)を参考とする。</p> <p>(9) 次の場合において、やむを得ず患者の状態等により歯周ポケット測定等が困難な場合は、<u>歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。</u></p> <p>イ 在宅等での療養を行っている患者 ロ 歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定している患者 この場合において、患者及び歯周組織の状態を診療録に記載すること。</p>

(通知) D002 歯周病検査

(1) 歯周病検査とは、歯周病の診断に必要な歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査及び歯肉の炎症状態の検査をいい、当該検査は、1口腔単位で実施する。また、2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治癒の判断又は治療計画の修正及び歯周外科手術を実施した後に歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施する。歯周病検査の実施は、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参考とする。

(9) 次の場合において、やむを得ず患者の状態等により歯周ポケット測定等が困難な場合は、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。

イ 在宅等において療養を行っている患者

ロ 歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算を算定している患者

この場合において、患者及び歯周組織の状態を診療録に記載すること。【追加】

第3部「検査」における評価の見直し

睡眠時歯科筋電図検査

睡眠時のブラキシズム(歯ぎしり)の評価を行うための検査を行った場合の評価を新設する。

(新) 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき) 580点

【算定要件】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

(1)睡眠時歯科筋電図検査は、問診又は口腔内所見等から歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。なお、検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること。

【施設基準】

二十 睡眠時歯科筋電計検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。



(告示) D014 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき) 580点 【新設】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

(通知)

睡眠時歯科筋電図検査は、問診又は口腔内所見等から歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。なお、検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること。

【特掲診療料(睡眠時歯科筋電図検査)の施設基準】(告示)

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

【特掲診療料(睡眠時歯科筋電図検査)の施設基準】(通知)

- 1 睡眠時歯科筋電図検査に関する施設基準
 - (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
 - (2) 当該保険医療機関内に歯科用筋電計を備えていること。
- 2 届出に関する事項
睡眠時歯科筋電図検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の1の4を用いること。

第8部「処置」における評価の見直し

感染根管処置

➤ 感染根管処置について評価を充実するとともに長期管理時の取扱いを整理する。

現行	改定後
【感染根管処置】 1 単根管 150点 2 2根管 300点 3 3根管以上 438点 【算定要件】 (2) 感染根管処置は1歯につき1回に限り算定する。ただし、再度感染根管処置が必要になった場合において、区分番号1008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った患者に限り、前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した日から起算して6月を経過した日以降については、この限りではない。	【感染根管処置】 1 単根管 156点 2 2根管 306点 3 3根管以上 446点 【算定要件】 (2) 感染根管処置は1歯につき1回に限り算定する。ただし、再度感染根管処置が必要になった場合において、区分番号1008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った患者に限り、前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した日から起算して6月を経過した日以降については、この限りではない。 新(3)(2)の場合、再度当該処置を行う場合、区分番号D000に掲げる電氣的根管長測定検査、区分番号1008に掲げる根管充填処置及び区分番号1008-2に掲げる加圧根管充填処置はそれぞれ必要に応じ算定する。

(告示) 1006 感染根管処置（1歯につき）

1 単根管	150点 ⇒ 156点
2 2根管	300点 ⇒ 306点
3 3根管以上	438点 ⇒ 446点

(通知)

(2) 感染根管処置は1歯につき1回に限り算定する。ただし、再度感染根管処置が必要になった場合において、区分番号1008-2に掲げる加圧根管充填処置を行った患者に限り、前回の感染根管処置に係る歯冠修復が完了した日から起算して6月を経過した日以降については、この限りではない。

(3) (2)の場合、再度当該処置を行うに当たり、区分番号D000に掲げる電氣的根管長測定検査、区分番号1008に掲げる根管充填処置及び区分番号1008-2に掲げる加圧根管充填処置はそれぞれ必要に応じ算定する。【追加】

第8部「処置」における評価の見直し

処置

➤ 第8部「処置」における既存技術について実態に合わせた評価となるよう、見直しを行う。

区分	現行	改定後
歯髄保護処置 間接歯髄保護処置	30点	34点
抜髄 単根管	228点	230点
抜髄 2根管	418点	422点
抜髄 3根管以上	588点	596点
感染根管処置 単根管	150点	156点
感染根管処置 2根管	300点	306点
感染根管処置 3根管以上	438点	446点
根管貼薬処置 単根管	28点	30点
根管貼薬処置 2根管	34点	38点
根管貼薬処置 3根管以上	46点	54点
根管充填 3根管以上	114点	122点
加圧根管充填処置 3根管以上	200点	208点
歯周基本治療 スケーリング 3分の1顎につき 1回目	68点	72点
歯冠修復物又は補綴物の除去 困難	36点	42点
歯冠修復物又は補綴物の除去 著しく困難	60点	70点

第9部「手術」における評価の見直し

手術

➤ 第9部「手術」における既存技術について実態に合わせた評価となるよう、見直しを行う。
(医科点数表第10部「手術」の改定内容を含む。)

区分	現行	改定後
抜歯手術 埋伏歯	1050点	1054点
抜歯手術 埋伏歯 下顎完全・下顎水平埋伏智歯 加算	100点	120点
デブリードマン 1 100平方センチメートル未満	1020点	1260点
デブリードマン 2 100平方センチメートル以上3000平方センチメートル未満	3580点	4300点
遊離皮弁術	92460点	94460点
自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	127310点	131310点

第9部「手術」における評価の見直し

顎関節授動術

▶ 顎関節授動術について、実態に合わせた評価となるよう見直す。

現行	改定後
【顎関節授動術】 イ バンピングを併用した場合 990点 ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,400点	【顎関節授動術】 1 徒手の授動術 (新)イ 単独の場合 440点 ロ バンピングを併用した場合 990点 ハ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,400点 (1)「イ 単独の場合」とは、顎関節症による急性クローズドロックの解除又は慢性クローズドロックによる開口制限の改善を目的として、徒手の授動術を行うものをいう。なお、所期の目的を達成するために複数回実施した場合も一連として算定する。

(告示) J O 8 0 顎関節授動術

1 徒手の授動術

イ 単独の場合 440点 【追加】

ロ～ハ 略

(通知)

(1)「1のイ 単独の場合」とは、顎関節症による急性クローズドロックの解除又は慢性クローズドロックによる開口制限の改善を目的として、徒手の授動術を行うものをいう。なお、所期の目的を達成するために複数回実施した場合も一連として算定する。【追加】

第9部「手術」における評価の見直し

超音波切削機器加算

➤ 上顎骨形成術及び下顎骨形成術における超音波切削機器加算を新設する。

(新) 超音波切削機器加算 1,000点

[算定対象]

注 区分番号J069、J075及びJ075-2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に加算する。

下顎骨悪性腫瘍手術

➤ 下顎骨悪性腫瘍手術について実態にあわせた評価になるよう見直す。

現行		改定後
【下顎骨悪性腫瘍手術】 1 切除 40,360点 2 切断 64,590点 顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術は、「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定する。また、単胞性エナメル上皮腫の手術の場合も同様に「1 切除」又は「2 切断」の各区分により算定する。	➔	【下顎骨悪性腫瘍手術】 1 切除 40,360点 2 切断(おとがい部を含むもの) 79,270点 3 切断(その他のもの) 64,590点 下顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術について、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「1 切除」から「3 切断(その他のもの)」までの各区分により算定して差し支えない。また、単胞性エナメル上皮腫の手術の場合も同様に「1 切除」から「3 切断(その他のもの)」までの各区分により算定して差し支えない。

(告示) J200-4-3 超音波切削機器加算 1,000点 【新設】

注 区分番号J069、J075及びJ075-2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に加算する。

(告示) J042 下顎骨悪性腫瘍手術

- 1 切除 40,360点
- 2 切断(おとがい部を含むもの) 79,270点【追加】**
- 3 切断(その他のもの) 64,590点

(通知)

下顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術について、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「1 切除」から「3 切断(その他のもの)」までの各区分により算定して差し支えない。また、単胞性エナメル上皮腫の手術の場合も同様に「1 切除」から「3 切断(その他のもの)」までの各区分により算定して差し支えない。

第9部「手術」における評価の見直し

上顎エナメル上皮腫手術

- 上顎エナメル上皮腫手術について、実態に合わせた評価になるよう見直す。

現行	改定後
【上顎骨悪性腫瘍手術】 (略)	【上顎骨悪性腫瘍手術】 <u>上顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術について、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「2 切除」又は「3 全摘」の各区分により算定して差し支えない。</u>

著しく困難な抜歯

- 著しく困難な抜歯について実態に合わせた評価になるよう見直す。

現行	改定後
【顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)] 顎骨腫瘍摘出術とは、顎骨内に生じた良性腫瘍又は嚢胞(歯根嚢胞を除く。)を摘出する手術をいう。	【顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)] (1) 顎骨腫瘍摘出術とは、顎骨内に生じた良性腫瘍又は嚢胞(歯根嚢胞を除く。)を摘出する手術をいう。 (2) <u>下顎角部又は下顎枝に埋伏している下顎智歯を、口腔内より摘出を行った場合は、本区分により算定する。</u>

(通知) J039 上顎骨悪性腫瘍手術

上顎骨に生ずるエナメル上皮腫に対する手術について、悪性腫瘍手術に準じて行った場合は、「2 切除」又は「3 全摘」の各区分により算定して差し支えない。【追加】

(通知) J043 顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)

- (1) 顎骨腫瘍摘出術とは、顎骨内に生じた良性腫瘍又は嚢胞(歯根嚢胞を除く。)を摘出する手術をいう。
- (2) 下顎角部又は下顎枝に埋伏している下顎智歯を、口腔内より摘出を行った場合は、本区分により算定する。【追加】